



目 次	ページ
規 則	
◎高知県がん登録等の推進に関する法律施行細則	1
告 示	
○救急病院の認定 (医療政策課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定 (福祉指導課)	1
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の事業の廃止の届出 (")	1
○保安林の解除予定の通知 (治山林道課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (17件) (")	2
○河川法による二級河川の指定 (河 川 課)	15
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	16
○道路の供用開始 (2件) (")	16
○公有水面埋立てのしゅん功認可 (港湾・海岸課)	16
◎告示 (指定金融機関等の名称、位置)の一部改正 (会計管理課)	16
公 告	
○狩猟免許試験の実施 (鳥獣対策課)	17
○狩猟免許更新のための適性検査及び講習の実施 (")	17
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	17
○土地改良区の役員の退任 (")	18
○土地改良区の解散の認可 (")	18
○土地改良区の清算人の就職 (")	18
○開発行為に関する工事の完了 (都市計画課)	18
○都市計画の変更の案の縦覧 (")	18
高知県人事委員会告示	
◎告示 (口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部改正	18
入札公告	

○一般競争入札 (県立学校授業用パソコン一式の購入) の公告 (総務事務センター) 19

規 則

高知県がん登録等の推進に関する法律施行細則をここに公布する。
令和元年5月17日
高知県知事 尾崎 正直

高知県規則第1号
高知県がん登録等の推進に関する法律施行細則
(趣旨)

第1条 この規則は、がん登録等の推進に関する法律 (平成25年法律第111号) を施行するため、同法、がん登録等の推進に関する法律施行令 (平成27年政令第323号。次条において「政令」という。) 及びがん登録等の推進に関する法律施行規則 (平成27年厚生労働省令第137号) に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。
(都道府県がん情報の保有の期間の例外)

第2条 政令第9条第2項ただし書及び第10条第2項ただし書の規則で定める場合は、都道府県がん情報を利用するがんに係る調査研究の性質上、当該都道府県がん情報を5年以上分析する必要がある場合とする。
(委任)

第3条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

告 示

高知県告示第50号
救急病院等を定める省令 (昭和39年厚生省令第8号) 第1条第1項の規定により、救急病院として次のとおり認定した。
令和元年5月17日
高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 所在地 認定年月日 認定の有効期限
高知赤十字病院 高知市秦南町一丁目 令元・5・ 令4・5・
4番63-11号 6 5

高知県告示第51号
医療機関について、次のとおり生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する

法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の指定をした。
令和元年5月17日

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
エール薬局あき	安芸市港町二丁目7-18	平31・4・1
おこう薬局	南国市岡豊町小蓮390-3	" " "
ハロー薬局こく	岡豊町蒲原39番10	" " "
ぶ川店		
エール薬局たか	土佐市高岡町甲1893-1	" " "
おか店		
ハロー薬局すさ	須崎市中町一丁目3-4	" " "
き店		
あかね薬局須崎	横町8-5	" " "
店		
エール薬局幡多	宿毛市平田町戸内2106-8	" " "
店		
エール薬局れい	長岡郡本山町本山580-1	" " "
ほく店		
エール薬局おお	幡多郡大月町鉾土34-3	" " "
つき店		
訪問看護ステー	安芸市本町五丁目6-14	" " "
ションゼロ		

高知県告示第52号
生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) 第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、指定医療機関の事業の廃止について次のとおり届出があった。
令和元年5月17日
高知県知事 尾崎 正直

医療機関の名称 医療機関の所在地 廃止年月日
土居歯科医院 高岡郡四万十町昭和672-3 平30・12・29
昭和農林会館

高知県告示第53号
農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知があったので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第30条の規定により告示する。
令和元年5月17日
高知県知事 尾崎 正直

- 解除予定に係る保安林の所在場所
土佐清水市 (国有林。次の図に示す部分に限る。)
- 保安林として指定された目的

<p>水源の涵養</p> <p>3 解除の理由 公共施設用地とするため (「次の図」は、省略し、その図面を高知県林業振興・環境部 治山林道課及び土佐清水市役所に備え置いて縦覧に供する。)</p> <p>高知県告示第54号 平成30年7月農林水産省告示第1750号で告示した指定施業要件 の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森 林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指 定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び安田町役場に 掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1263番地 イ 氏名 鍵沢 役太郎</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜村浦75番屋敷 イ 氏名 松田 辰代</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 徳島県那賀郡幸野村大字幸野字大地57番地 イ 氏名 佐藤 栄次郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜村浦75番屋敷 イ 氏名 松田 大吉</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町4728番地3地先 イ 氏名 室戸岬東漁業協同組合</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1132番地1 イ 氏名 植中 徳次</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1041番地 イ 氏名 森本 龍太郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1034番イ号地 イ 氏名</p>	<p>森本 盛卓</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1182番地 イ 氏名 田内 悦太郎</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町都呂3番屋敷 イ 氏名 植元 亀松</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1176番地 イ 氏名 植元 数馬</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1180番地 イ 氏名 島崎 浅松</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1176番地 イ 氏名 植元 鯛次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1181番地 イ 氏名 竹本 直太郎</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1072番地 イ 氏名 池内 繁次郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1175番地6 イ 氏名 藤本 藤馬</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1172番地 イ 氏名 藤本 武男</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1182番地 イ 氏名 田内 政太郎</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1502番地2 イ 氏名 藤本 宇市</p>	<p>(20)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1179番地 イ 氏名 田内 浅太郎</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1172番地 イ 氏名 藤本 梅吉</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1070番地 イ 氏名 島崎 芳喜</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1067番地3 イ 氏名 藤本 正利</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1067番地3 イ 氏名 岡本 義信</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1100番地1 イ 氏名 新川 吉之助</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1068番地 イ 氏名 下崎 兼太郎</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1076番地 イ 氏名 窪内 藤三郎</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1075番地 イ 氏名 谷口 長太郎</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区玉川二丁目8番11号 イ 氏名 山田 英路</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1176番地 イ 氏名 原山 役吉</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所</p>
--	--	--

イ 氏名 新川 多一郎 (32)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1070番地	イ 氏名 谷口 直吉 (43)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町都呂19番屋敷	(54)ア 藤本 千太郎 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1012番地
イ 氏名 島崎 高春 (33)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1076番地 3号	イ 氏名 植田 伝之助 (44)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂14番屋敷	イ 氏名 谷口 岩次郎 (55)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1130番地 2
イ 氏名 新川 島吉 (34)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1055番地	イ 氏名 島本 龍馬 (45)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1015番地 1	イ 氏名 山崎 照重 (56)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1109番地
イ 氏名 新川 磯次 (35)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1080番地	イ 氏名 浜吉 米太郎 (46)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地 4	イ 氏名 内藤 芳松 (57)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1025番地
イ 氏名 寺内 徳浄 (36)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1070番地	イ 氏名 田内 兼岩 (47)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地 1	イ 氏名 川崎 春誓 (58)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1015番地 1
イ 氏名 島崎 芳太郎 (37)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1109番地	イ 氏名 大下 繁蔵 (48)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地	イ 氏名 磯崎 岩四郎 (59)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1024番地 2
イ 氏名 内藤 春重 (38)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1058番地 1	イ 氏名 浜内 源次郎 (49)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地	イ 氏名 磯崎 三之助 (60)ア 登記簿記載の住所 大阪府吹田市南吹田五丁目27番 5号
イ 氏名 秋山 三喜太 (39)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1092番地	イ 氏名 池内 茂 (50)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地 2	イ 氏名 前本 由紀子 (61)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1018番地 1
イ 氏名 植田 富松 (40)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1099番地	イ 氏名 坂本 兼十郎 (51)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1186番10号地	イ 氏名 竹本 安吉 (62)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1045番地
イ 氏名 窪上 徳馬 (41)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1153番地 1	イ 氏名 田内 繁一 (52)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1121番地	イ 氏名 谷口 久太郎 (63)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1018番地
イ 氏名 窪内 喜代次 (42)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1161番地	イ 氏名 田内 喜之助 (53)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂 9 番屋敷	イ 氏名 清崎 秋太郎 (64)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1046番地 2
	イ 氏名	イ 氏名 新川 亀次

(65)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1046番地 2 イ 氏名 新川 菊松	安芸郡佐喜浜町都呂49番屋敷下1 番戸 イ 氏名 窪内 恒次	イ 氏名 窪内 政実
(66)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 イ 氏名 植田 於七	(77)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1049番地 1 イ 氏名 新川 鹿太郎	(88)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1106番地 イ 氏名 植田 玉利
(67)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1025番地 イ 氏名 木村 武義	(78)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1050番地 2 イ 氏名 田内 勇次郎	(89)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1098番地 イ 氏名 清崎 初太郎
(68)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 イ 氏名 田内 芳之助	(79)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1041番地 イ 氏名 森本 時次	(90)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 イ 氏名 植田 豊馬
(69)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1046番地 2 イ 氏名 新川 梅松	(80)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1113番地 イ 氏名 藤本 梅市	(91)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1104番地 イ 氏名 窪内 常馬
(70)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1091番地 イ 氏名 森本 増次郎	(81)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1121番地 イ 氏名 田内 金松	(92)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1104番地 イ 氏名 窪内 徳太郎
(71)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 イ 氏名 植田 万太郎	(82)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1108番地 1 イ 氏名 木下 辻馬	(93)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1096番地 2 イ 氏名 田内 筆次
(72)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1047番地 イ 氏名 谷口 信	(83)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1100番地 1 イ 氏名 新川 若市	(94)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1173番地 イ 氏名 阪口 直次郎
(73)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1048番地 イ 氏名 窪内 兼市	(84)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地 1 イ 氏名 泉本 貞一	(95)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂22番屋敷 イ 氏名 植中 孫四郎
(74)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1039番地 1 イ 氏名 松本 久之助	(85)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地 2 イ 氏名 森川 多三	(96)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1090番地 イ 氏名 竿崎 政五郎
(75)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1047番地 イ 氏名 谷口 綱吉	(86)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1093番地 1 イ 氏名 磯崎 仁太郎	(97)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂11番屋敷 イ 氏名 坂口 亀好
(76)ア 登記簿記載の住所	(87)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1107番地	(98)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地 6 イ 氏名

(99)ア 磯崎 駒吉 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地2 イ 氏名 坂本 コトメ	(110)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1138番地1 イ 氏名 藤本 徳松	室戸市佐喜浜町1039番地 イ 氏名 松本 役吉
(100)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地2 イ 氏名 坂本 菊馬	(111)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1148番地4 イ 氏名 植元 照吉	(122)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1106番地 イ 氏名 植田 銀之助
(101)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町993番地2 イ 氏名 坂本 喜代市	(112)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1150番地 イ 氏名 岡本 岸松	(123)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1133番地 イ 氏名 前川 道之助
(102)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 静馬	(113)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1148番地2 イ 氏名 植元 直馬	(124)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂5番屋敷 イ 氏名 松本 政市
(103)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 加一	(114)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1039番地 イ 氏名 松本 照次	(125)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂42番屋敷 イ 氏名 谷口 ミサコ
(104)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 秀馬	(115)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町小川10番地 イ 氏名 三谷 金吾	(126)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1148番地2 イ 氏名 植本 達之助
(105)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 千代吉	(116)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1145番地1 イ 氏名 原山 久馬	(127)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1143番地1 イ 氏名 山田 鶴馬
(106)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1000番地2 イ 氏名 窪内 光馬	(117)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1138番地 イ 氏名 藤本 政重	(128)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1075番地 イ 氏名 谷口 兼四郎
(107)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1078番地 イ 氏名 窪上 与太郎	(118)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1174番地 イ 氏名 森川 貞太郎	(129)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂11番屋敷 イ 氏名 坂口 浅次
(108)ア 登記簿記載の住所 大阪府交野市藤が尾二丁目8番7棟503号 イ 氏名 坂本 大輔	(119)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1155番地1 イ 氏名 植元 義照	(130)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂11番屋敷 イ 氏名 坂口 時次
(109)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1130番2号地 イ 氏名 山崎 辻松	(120)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1067番地3 イ 氏名 岡本 寅次郎	(131)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂15番屋敷 イ 氏名 新川 総次
	(121)ア 登記簿記載の住所	(132)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1084番地

イ 氏名 山崎 直松 (133)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1080番地	田内 弥三馬 (144)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1013番地	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示(重要流域(平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。)に係るものに限る。)で定めるところによる。 昭和58年10月農林水産省告示第1863号
イ 氏名 寺内 清義 (134)ア 登記簿記載の住所 安芸郡佐喜浜町都呂11番屋敷	イ 氏名 磯崎 磯馬 (145)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1007番地	(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
イ 氏名 坂口 好美 (135)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1143番地	イ 氏名 窪上 与太郎 (146)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1135番地	高知県告示第55号 平成30年7月農林水産省告示第1751号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直
イ 氏名 植本 代次郎 (136)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1077番地	イ 氏名 藤本 照弥 (147)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1600番地 6	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町大字田野々276番地
イ 氏名 原山 長松 (137)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1075番地	イ 氏名 植田 正穂 (148)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1095番地 1	イ 氏名 今城 幸子 (2)ア 登記簿記載の住所 東京都荒川区東尾久六丁目39番13号
イ 氏名 橋本 定馬 (138)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1148番地	イ 氏名 植中 孫四郎 (149)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1672番地	イ 氏名 今城 純一 (3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町芳川288番地 2
イ 氏名 植元 静馬 (139)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1143番地	イ 氏名 原山 静枝 (150)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1066番地	イ 氏名 山崎 景介 (4)ア 登記簿記載の住所 高知市高須1216番地16
イ 氏名 植元 秀信 (140)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1070番地	イ 氏名 植田 信明 (151)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1166番地	イ 氏名 今城 朗 (5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村芳川1番屋敷
イ 氏名 島崎 義喜 (141)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1058番地 1	イ 氏名 松本 政一 (152)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1600番地73	イ 氏名 今城 乙次 (6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡東上山村田野々
イ 氏名 植田 嘉寿吉 (142)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地 2	イ 氏名 植元 明男 (153)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1110番地	イ 氏名 佐々木 亀吾 (7)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村打井川21番屋敷
イ 氏名 植田 万太郎 (143)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町1029番地	イ 氏名 浜内 茂 (154)ア 登記簿記載の住所 室戸市佐喜浜町2239番地	
イ 氏名	イ 氏名 福富 篤郎	

<p>イ 氏名 宗崎 角馬 (8)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町大字打井川249番地</p> <p>イ 氏名 林 増樹 (9)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村打井川516番地</p> <p>イ 氏名 林 栄馬 (10)ア 登記簿記載の住所 須崎市東古市町1番26号</p> <p>イ 氏名 川村 一男 (11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町打井川613番地</p> <p>イ 氏名 宗崎 悟 (12)ア 登記簿記載の住所 高知市仁井田2490番地</p> <p>イ 氏名 萩原 政重 (13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡東上山村打井川</p> <p>イ 氏名 宗崎 善太郎 (14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村打井川30番地2</p> <p>イ 氏名 宗崎 政持 (15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町打井川30番屋敷</p> <p>イ 氏名 敷地 氏太郎 (16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町打井川1613番地</p> <p>イ 氏名 林 利重 (17)ア 登記簿記載の住所 高知市縄手町13番地 山下ナワテハイツ304号</p> <p>イ 氏名 林 精一 (18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町北ノ川231番地</p> <p>イ 氏名</p>	<p>片岡 豊実 (19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正村打井川29番屋敷</p> <p>イ 氏名 宗崎 善太郎 (20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町打井川153番地1</p> <p>イ 氏名 林 増樹 (21)ア 登記簿記載の住所 中村市具同1730番地</p> <p>イ 氏名 今城 朗 (22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町上宮225番地</p> <p>イ 氏名 武田 公雄 (23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡東上山村打井川613番地</p> <p>イ 氏名 宗崎 音吉 (24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町打井川613番地</p> <p>イ 氏名 宗崎 音吉</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年12月農林水産省告示第2682号 (2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第56号 平成30年7月農林水産省告示第1754号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 東京都小金井市緑町五丁目22番7号</p> <p>イ 氏名</p>	<p>岡村 勲 (2)ア 登記簿記載の住所 神奈川県大和市下鶴間2310番地1</p> <p>イ 氏名 小松 敬奉 (3)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野12番屋敷</p> <p>イ 氏名 鎌田 義馬太 (4)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野1417番地</p> <p>イ 氏名 稲野 尚武 (5)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野15番屋敷</p> <p>イ 氏名 松田 友太郎 (6)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野24番屋敷</p> <p>イ 氏名 小島 光馬 (7)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野31番屋敷</p> <p>イ 氏名 尾崎 喜久次 (8)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野35番屋敷</p> <p>イ 氏名 稲野 藤馬 (9)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野3番屋敷</p> <p>イ 氏名 上岡 信雄 (10)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野469番地</p> <p>イ 氏名 橋村 荒太郎 (11)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野52番屋敷</p> <p>イ 氏名 鶴羽 喜久次 (12)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野55番屋敷</p> <p>イ 氏名 池田 林太郎</p>
--	---	--

(13)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野56番屋敷 イ 氏名 飯田 平馬	宿毛市小筑紫町伊与野88番屋敷下1番戸 イ 氏名 浦田 清次	高岡郡東津野村鳥出川394番地、395番地 イ 氏名 河内五社神社
(14)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野573番地 イ 氏名 上岡 東吾	(25)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野481番地 イ 氏名 浦田 国馬	(5)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村鳥出川259番地 イ 氏名 戸田 陽子
(15)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野61番屋敷 イ 氏名 新谷 良太	(26)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野476番1号地 イ 氏名 岡松 庄太郎	(6)ア 登記簿記載の住所 幡多郡大正町大字田野々468番地1 イ 氏名 村田 吉男
(16)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野68番屋敷 イ 氏名 池田 鶴吉	(27)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野480番地 イ 氏名 田宮 文雄	(7)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村北川4702番地 イ 氏名 村田 吉男
(17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡小筑紫村伊与野73番屋敷 イ 氏名 堀岡 達次	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年12月農林水産省告示第2677号	(8)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野甲92番地1 イ 氏名 村田 吉男
(18)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野74番屋敷 イ 氏名 上岡 愿次	(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について 高知県告示第57号 平成30年8月農林水産省告示第1772号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を津野町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直	(9)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村力石1527番地 イ 氏名 又川 実馬
(19)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野75番屋敷 イ 氏名 松岡 孫太郎	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村鳥出川1133番地 イ 氏名 戸田 実馬	(10)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村鳥出川1032番地 イ 氏名 井関 好吉
(20)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野76番屋敷 イ 氏名 弘畠 孝太郎	(2)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村鳥出川1172番地 イ 氏名 井上 登喜恵	(11)ア 登記簿記載の住所 高岡郡津野町鳥出川149番地 イ 氏名 川上 知孝
(21)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野77番屋敷 イ 氏名 松岡 弥三吉	(3)ア 登記簿記載の住所 高岡郡葉山村永野89番地2 イ 氏名 下元 榮喜	(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村鳥出川3818番地 イ 氏名 坂本 邦男
(22)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野85番屋敷 イ 氏名 尾崎 清吉	(4)ア 登記簿記載の住所	(13)ア 登記簿記載の住所 香川県仲多度郡仲南村七箇2492番地1 イ 氏名 村田 吉男
(23)ア 登記簿記載の住所 宿毛市小筑紫町伊与野88番屋敷 イ 氏名 依岡 岩太郎		(14)ア 登記簿記載の住所 須崎市山手町17番13-4号 イ 氏名 岡田 幸彦
(24)ア 登記簿記載の住所		(15)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村鳥出川1200番地

<p>イ 氏名 井関 福松</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 兵庫県尼崎市西立花町二丁目12番8号</p> <p>イ 氏名 井上 眞澄</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野丙1601番地</p> <p>イ 氏名 織田 幸男</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野乙1852番地</p> <p>イ 氏名 掛水 武彦</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野丙3235番地</p> <p>イ 氏名 井上 眞澄</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野丙1138番地</p> <p>イ 氏名 高橋 留喜</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村芳生野丙1170番地</p> <p>イ 氏名 宗田 章</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 高岡郡東津野村烏出川69番屋敷</p> <p>イ 氏名 西森 為蔵</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年1月農林水産省告示第50号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第58号 平成30年8月農林水産省告示第1838号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び安田町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月17日</p>	<p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡安田町東島478番地</p> <p>イ 氏名 西山 禎一</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙555番地</p> <p>イ 氏名 松本 幸一郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市入明町8番17号</p> <p>イ 氏名 角田 佳資</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1241番地2</p> <p>イ 氏名 細木 宗正</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1402番地</p> <p>イ 氏名 高崎 伊勢一</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1597番地3</p> <p>イ 氏名 仙頭 勇</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲1707番地</p> <p>イ 氏名 山川 寅吉</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2111番地2</p> <p>イ 氏名 山川 春治</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲3947番地200</p> <p>イ 氏名 町田 一夫</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町</p> <p>イ 氏名 池田 寅吉</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 埼玉県久喜市本町五丁目15番23号</p> <p>イ 氏名</p>	<p>柳井 剛</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年11月農林水産省告示第2136号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第59号 平成30年8月農林水産省告示第1839号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香南市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月17日</p> <p>高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 大阪市浪速区日本橋五丁目3番6-401号</p> <p>イ 氏名 坂本 雅昭</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 横山村仙頭分86</p> <p>イ 氏名 坂本 常吉</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 香美郡横山村仙頭83番屋敷</p> <p>イ 氏名 坂本 常吉</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 香美郡香我美町舞川1115番地</p> <p>イ 氏名 恒石 歳春</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市介良81番地</p> <p>イ 氏名 小松 博隆</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 香美郡横山村仙頭2162番地</p> <p>イ 氏名 坂本 修</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的</p>
---	--	---

次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和58年7月農林水産省告示第1209号（一に限る。）

(2) 変更後の指定施業要件

立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第60号

平成30年8月農林水産省告示第1840号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
高岡郡西津野村榑原505番屋敷

イ 氏名
中平 浅之丞

(2)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原村榑原丙1983番地

イ 氏名
西村 正

(3)ア 登記簿記載の住所
高知市中須賀町76番地

イ 氏名
安藤 正子

(4)ア 登記簿記載の住所
高知市中須賀町76番地

イ 氏名
安藤 善勝

(5)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町榑原丙1737番地

イ 氏名
小崎 菖蒲

(6)ア 登記簿記載の住所
幡多郡十和村昭和468番地

イ 氏名
西村 正

(7)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原村榑原丙1983番地

イ 氏名
小崎 繁蔵

(8)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原村榑原乙3642番地

イ 氏名

西村 繁太郎
(9)ア 登記簿記載の住所
高岡郡構原町上本村600番地

イ 氏名
岡本 徳子

(10)ア 登記簿記載の住所
高知市万々379番地

イ 氏名
西村 正

(11)ア 登記簿記載の住所
高知市南元町18番地

イ 氏名
西村 正

(12)ア 登記簿記載の住所
土佐市高岡町甲848番地5

イ 氏名
西村 正

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月農林水産省告示第2372号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第61号

平成30年8月農林水産省告示第1841号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 所在不明の森林所有者

(1)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内1007番地

イ 氏名
篠田 正子

(2)ア 登記簿記載の住所
高知市一宮2090番地4

イ 氏名
酒井 修一

(3)ア 登記簿記載の住所
宿毛市小筑紫町小筑紫32番地

イ 氏名

和田 伊勢夫
(4)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内900番地4

イ 氏名
酒井 重美

(5)ア 登記簿記載の住所
高知市葛島四丁目5番10号

イ 氏名
青木 義人

(6)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内807番地

イ 氏名
篠田 徳行

(7)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内1023番地

イ 氏名
太田 初

(8)ア 登記簿記載の住所
土佐清水市浜町6番10号

イ 氏名
岡本 尚

(9)ア 登記簿記載の住所
四万十市安並4723番地イ

イ 氏名
酒井 秀雄

(10)ア 登記簿記載の住所
四万十市安並4723番地イ

イ 氏名
酒井 太志

(11)ア 登記簿記載の住所
幡多郡西土佐村奥屋内722番地

イ 氏名
酒井 玉喜

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨

(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和58年12月農林水産省告示第2596号

(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第62号

平成30年8月農林水産省告示第1843号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指

<p>定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 広島県福山市大門町野々浜1450番地77 イ 氏名 林 峯子</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 幡多郡東上山村田野々 イ 氏名 佐々木 亀吾</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和58年8月農林水産省告示第1419号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第63号 平成30年8月農林水産省告示第1844号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を佐川町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1) 登記簿記載の住所 兵庫県武庫郡本山村224番地</p> <p>(2) 氏名 福家 寿恵太</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年7月農林水産省告示第1142号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第64号</p>	<p>平成30年8月農林水産省告示第1845号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を南国市役所及び構原町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町宮ノ口185番地 イ 氏名 西村 正</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 長岡郡上倉村桑ノ川7番屋敷 イ 氏名 中山 覺馬</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 長岡郡上倉村大改野分無家 イ 氏名 西原 菊太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年8月農林水産省告示第1398号（一から三までに限る。）</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第65号 平成30年8月農林水産省告示第1847号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 伊藤 栄吉</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名</p>	<p>義村 庫太</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 吉川 次太郎</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 金子 喜代次</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川 イ 氏名 山崎 久太郎</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 山崎 貞之助</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 芝 角太郎</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 森本 菊次</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大谷 常次</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 大田 忠太</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川 イ 氏名 谷本 儀太郎</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中川 安太郎</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川 イ 氏名 中川 重次</p>
---	--	--

(14)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 土居 藤太	幡多郡十和村古城350番地 イ 氏名 安藤 精馬	安芸郡北川村加茂322番地 1 イ 氏名 大寺 八郎
(15)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 武石 良次	(26)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村古城942番地 イ 氏名 吉良 利春	(2)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町5464番地 2 イ 氏名 仁井田 和久
(16)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 立見 松太	(27)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 谷本 儀太郎	(3)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田47番地 2 イ 氏名 大久保 登
(17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村浦越12番屋敷 イ 氏名 山脇 伊太郎	(28)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川 イ 氏名 義村 庫太	(4)ア 登記簿記載の住所 安芸市東浜196番地10 イ 氏名 前田 順三
(18)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村浦越9番屋敷 イ 氏名 小野川 悦次郎	(29)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中川 重次	(5)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田46番地 イ 氏名 坂本 三郎
(19)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村四手28番屋敷 イ 氏名 谷本 岩次	(30)ア 登記簿記載の住所 東京都江東区東陽六丁目2番5-302号 イ 氏名 竹内 芳仁	(6)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山南町10番25号 イ 氏名 坂本 勝美
(20)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川18番屋敷 イ 氏名 中川 重信	(31)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村十川73番地口 イ 氏名 田島 嘉寿	(7)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田101番地 イ 氏名 前田 圭介
(21)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村黒川19番屋敷 イ 氏名 田辺 福次	2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年1月農林水産省告示第24号	(8)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田31番屋敷 イ 氏名 坂本 儀太郎
(22)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村大井川95番屋敷 イ 氏名 田中 作一	(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について	(9)ア 登記簿記載の住所 愛媛県新居浜市北内町一丁目11番39号 イ 氏名 安岡 芳恵
(23)ア 登記簿記載の住所 幡多郡西上山村大井川 イ 氏名 田中 作一	高知県告示第66号 平成30年10月農林水産省告示第2326号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を四万十市役所及び関係村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月17日	(10)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田47番地 2 イ 氏名 仁井田 和久
(24)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村古城1045番地 イ 氏名 安藤 兼重	令 高知県知事 尾崎 正直	(11)ア 登記簿記載の住所 安芸郡奈半利町乙1789番地 イ 氏名 中村 健次
(25)ア 登記簿記載の住所	1 所在不明の森林所有者 (1)ア 登記簿記載の住所	(12)ア 登記簿記載の住所 安芸郡奈半利町乙4585番地

<p>イ 氏名 坂本 儀一</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田47番地 2</p> <p>イ 氏名 大久保 作雄</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 奈良県大和高田市大字大谷560番地</p> <p>イ 氏名 坂本 繁</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村来栖野289番地</p> <p>イ 氏名 尾崎 龍助</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 幡多郡三原村来栖野279番地</p> <p>イ 氏名 沖本 浅次</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 幡多郡富山村住次郎40番屋敷</p> <p>イ 氏名 森本 寅太郎</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 高知市神田320番地 5</p> <p>イ 氏名 仁井田 和久</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村和田413番地</p> <p>イ 氏名 中本 豊</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 安芸郡北川村柏木242番地</p> <p>イ 氏名 松本 璋介</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 中村市住次郎40番屋敷</p> <p>イ 氏名 森本 寅太郎</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和58年8月農林水産省告示第1484号（二及び三に限</p>	<p>る。）</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第67号 平成30年10月農林水産省告示第2327号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を宿毛市役所及び関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 茨城県北相場郡藤代町双葉一丁目11番15号</p> <p>イ 氏名 西村 昭雄</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 高知市愛宕山48番地</p> <p>イ 氏名 高知市城北農業協同組合</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市高須680番地11</p> <p>イ 氏名 竹下 幸雄</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高知市万々379番地</p> <p>イ 氏名 西村 正</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅</p> <p>イ 氏名 西村 正</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高岡郡構原村梶原丙1983番地</p> <p>イ 氏名 西村 照美</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅</p> <p>イ 氏名 西村 岳史</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅</p> <p>イ 氏名 西村 珠央</p>	<p>(9)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅</p> <p>イ 氏名 西村 卓巳</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市神田873番地 1 県職員住宅</p> <p>イ 氏名 西村 茂子</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 高知市北新田町24番地</p> <p>イ 氏名 山崎 滋</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 高岡郡四万十町口神ノ川608番地 7</p> <p>イ 氏名 田村 隆子</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 宿毛市宿毛182番屋敷</p> <p>イ 氏名 柏原 友次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 幡多郡宿毛町宿毛町51番屋敷</p> <p>イ 氏名 大黒 政治</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 大阪府吹田市大字小路547番地</p> <p>イ 氏名 中村 猛</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示（重要流域（平成29年3月農林水産省告示第401号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。 昭和58年6月農林水産省告示第1041号（一から三までに限る。）</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第68号 平成30年10月農林水産省告示第2447号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p>
--	--	--

<p>令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 市吾</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 鉄次</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 坂本 百次</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 弁次</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中村 達次</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 銀内</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 萬六</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 亀右エ門</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 兼八</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 伊藤 元次</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 住所なし</p>	<p>イ 氏名 松崎 久蔵</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 新蔵</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 紋吾</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 馬平</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 卯太郎</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 長次</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 松崎 丹次</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 長吾</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 中岡 寅次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 住所なし イ 氏名 山崎 儀之助</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 土佐郡土佐町田井802番地 イ 氏名 大石 敦子</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 香川県観音寺市観音寺町甲717番地 イ 氏名</p>	<p>伊藤 敦子</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡富岡村日浦172番地イ2 イ 氏名 津野 速茂</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町日浦172番地イの2 イ 氏名 津野 速茂</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 吾川郡伊野町榎15番地 イ 氏名 井上 長英</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年10月農林水産省告示第1860号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第69号</p> <p>平成30年10月農林水産省告示第2448号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和元年5月17日 高知県知事 尾崎 正直</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 吾川郡神谷村中追字ハンモト1910番地 イ 氏名 地主神社</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲949番地 イ 氏名 脇 金三郎</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村峠ノ越 イ 氏名 菜野川神社</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村名野川231番地 イ 氏名</p>
--	---	---

(5)ア	日浦 郷一 登記簿記載の住所 吾川郡池川町土居甲998番地
イ	氏名 大原 高恵
(6)ア	登記簿記載の住所 吾川郡富岡村日浦30番屋敷
イ	氏名 小笠原 生亀
(7)ア	登記簿記載の住所 吾川郡池川町楮原353番地
イ	氏名 久保田 戴宝
(8)ア	登記簿記載の住所 高知市朝倉戊1195番地11
イ	氏名 加納 立男
(9)ア	登記簿記載の住所 吾川郡池川町宮ケ平175番地 4
イ	氏名 伊井 政興
(10)ア	登記簿記載の住所 吾川郡池川町用居丁704番地 2
イ	氏名 岡林 光雄
(11)ア	登記簿記載の住所 吾川郡伊野町枝川858番地67 レジデンス秀和 1 階 6 号
イ	氏名 松崎 力男
(12)ア	登記簿記載の住所 吾川郡吾北村小川新別787番地
イ	氏名 岡林 清重
(13)ア	登記簿記載の住所 高知市大津乙900番地 9 春幸荘 2 階
イ	氏名 伊藤 保夫
(14)ア	登記簿記載の住所 神奈川県横浜市中区寺久保42番地
イ	氏名 寺岡 康臣
(15)ア	登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝775番地
イ	氏名

(16)ア	中田 峰代 登記簿記載の住所 吾川郡池川町日浦102番地
イ	氏名 小笠原 一夫
2	保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1)	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和59年10月農林水産省告示第2131号
(2)	変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
	高知県告示第70号 平成30年10月農林水産省告示第2449号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を香美市役所に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和元年 5月17日 高知県知事 尾崎 正直
1	所在不明の森林所有者
(1)ア	登記簿記載の住所 香美郡横山村市宇17番地
イ	氏名 半田 秀里
(2)ア	登記簿記載の住所 香美郡物部村市宇261番地
イ	氏名 山崎 義照
(3)ア	登記簿記載の住所 香美郡物部村市宇290番地
イ	氏名 宗石 鶴亀
(4)ア	登記簿記載の住所 香美郡土佐山田町2019番地
イ	氏名 宗石 計佐尾
(5)ア	登記簿記載の住所 香美郡物部村大栃1423番地 4
イ	氏名 宗石 忠男
(6)ア	登記簿記載の住所 香美郡物部村市宇372番地 2
イ	氏名

(7)ア	十二所神社 登記簿記載の住所 神奈川県川崎市川崎区大師本町 5 番 3 号
イ	氏名 末政 洋道
(8)ア	登記簿記載の住所 高知市神田1502番地
イ	氏名 谷淵 仁
(9)ア	登記簿記載の住所 香美郡物部村市宇17番地
イ	氏名 山崎 義員
(10)ア	登記簿記載の住所 高知市百石町二丁目21番 7 号
イ	氏名 米田 三二
(11)ア	登記簿記載の住所 香美郡物部村山崎2153番地
イ	氏名 小松 秀夫
(12)ア	登記簿記載の住所 香南市野市町東佐古65番地
イ	氏名 西村 昭夫
2	保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
(1)	指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和58年 4 月農林水産省告示第429号（二に限る。）
(2)	変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について
	高知県告示第71号 河川法（昭和39年法律第167号）第 5 条第 1 項の規定により、次のとおり二級河川を指定する。 令和元年 5 月 17 日 高知県知事 尾崎 正直

名称	区間	
	上流端	下流端
貝ノ川水系	左岸 幡多郡大月町大字春遠字谷の奥846番地先	貝ノ川への合流

谷の奥川	右岸 幡多郡大月町大字春遠字家ノ谷1583番8地先	地点
------	---------------------------	----

高知県告示第72号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年5月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市橋上町出井字トヲキアン115番から 宿毛市橋上町出井字ホラノ谷73番2まで	前	10.1 35.1	246
	後	10.1 34.6	

高知県告示第73号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和元年5月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 畑山栃ノ木
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
安芸市安芸ノ川字ホウノトウ甲59番1から 安芸市安芸ノ川字ホウノトウ甲57番1まで	前	3.2 9.7	101
	後	4.7 101	

		28.3	
安芸市畑山字芝居乙1071番3から 安芸市畑山字芝居乙1071番2まで	前	4.0 12.7	141
	後	16.7 39.6	

高知県告示第74号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年5月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 宿毛津島
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
宿毛市橋上町出井字トヲキアン115番から 宿毛市橋上町出井字ホラノ谷73番2まで	246	令和元年5月17日

高知県告示第75号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

その関係図面は、令和元年5月17日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央西土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 高知南環状
- 3 道路の区域

供用開始区間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
吾川郡いの町八田字ヲロノモト266番地先から	500	令和元年5月17日

吾川郡いの町八田字末田56番6地先まで	日
---------------------	---

高知県告示第76号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定によるしゅん功認可をしたので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。

なお、その関係図書は、須崎市役所に備え置き、この告示の日から起算して10年間閲覧に供する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 しゅん功認可を受けた者の住所及び氏名又は名称
高知市丸ノ内一丁目2番20号
高知県（高知県知事 尾崎 正直）
- 2 埋立区域
 - (1) 位置
須崎市浦ノ内出見字汐ヤ崎1374番口地先の公有水面
 - (2) 区域
次の各点を順次に結んだ線及び点11と点1とを結ぶ平成27年の春分の日の満潮位（TPプラス0.63メートル）における公有水面と護岸との境界線により囲まれた区域
点1 四等三角点桜木（北緯33度26分49秒9178・東経133度23分45秒3014）から180度07分19秒440.14メートルの地点
点2 点1から37度23分03秒10.94メートルの地点
点3 点2から41度56分54秒9.30メートルの地点
点4 点3から46度26分01秒9.30メートルの地点
点5 点4から50度34分38秒9.33メートルの地点
点6 点5から53度55分59秒9.56メートルの地点
点7 点6から55度49分03秒6.94メートルの地点
点8 点7から56度20分57秒2.02メートルの地点
点9 点8から343度04分46秒4.04メートルの地点
点10 点9から325度18分17秒4.85メートルの地点
点11 点10から325度17分41秒11.21メートルの地点

(3) 面積

832.64平方メートル

- 3 埋立地の用途
道路用地
- 4 免許年月日及び免許番号
平成28年2月3日
高知県指令27高港海第719号
- 5 しゅん功認可年月日
令和元年5月17日

高知県告示第77号

昭和39年4月高知県告示第110号（指定金融機関等の名称、位

置)の一部を次のように改正し、令和元年5月20日から施行する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

別表の1 指定金融機関の表中

「〃 阿波市」

を
「〃 〃 」

に改める。

別表の3 収納代理金融機関の表中

「 〃 伊野 〃 吾川郡いの町 〃 」

」を

「 〃 伊野 〃 〃 」

」に改める。

公 告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第41条の規定により、狩猟免許試験(以下「試験」という。)を次のとおり実施する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時、場所等

日時	場所	狩猟免許の種類
令和元年8月10日 午前10時から	四万十市立中央公民館	わな猟免許
令和元年8月11日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
令和元年9月14日 午前10時から	高知県立大学(池キヤンパス)	わな猟免許
令和元年9月15日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許
令和元年9月29日 午前10時から	田野町ふれあいセンター	わな猟免許

令和元年11月9日 午前10時から	高知県立大学(池キヤンパス)	わな猟免許及び網猟免許
令和元年11月10日 午前10時から	〃	第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許

2 狩猟免許申請手数料

現に狩猟免許を受け、その有効期間内においてこれと異なる種類の狩猟免許を受けようとする者については3,900円、その他の者については5,200円(高知県収入証紙を狩猟免許申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。)

3 狩猟免許申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課又は一般社団法人高知県猟友会に、それぞれの試験の実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許申請書の配布場所

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

受験資格、提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第51条第2項及び第4項の規定により、狩猟免許の更新のための適性検査及び講習を次のとおり実施する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 実施の日時及び場所

実施市町村	日時	場所
高知市	令和元年7月12日 午後1時から	高知市春野文化ホールピアステージ
四万十市	令和元年7月17日 午後1時から	四万十市立中央公民館
田野町	令和元年7月22日 午後1時から	田野町ふれあいセンター
大豊町	令和元年7月25日 午後1時から	大豊町総合ふれあいセンター
須崎市	令和元年8月1日	須崎市立市民文化会館

	午後1時から	
四万十市	令和元年8月9日 午後1時から	四万十市立中央公民館
いの町	令和元年8月18日 午後1時から	すこやかセンター伊野
四万十町	令和元年8月22日 午後1時から	四万十町農村環境改善センター
南国市	令和元年8月24日 午後1時から	南国市保健福祉センター
香南市	令和元年8月26日 午後1時から	高知県立青少年センター
高知市	令和元年9月12日 午後1時から	高知市春野文化ホールピアステージ

2 狩猟免許更新申請手数料

2,900円(高知県収入証紙を狩猟免許更新申請書の所定欄に貼り付けて納入すること。)

3 狩猟免許更新申請書の提出場所及び提出期限

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に、それぞれの適性検査及び講習を実施する日の10日前までに到着するように提出すること。

4 狩猟免許更新申請書の配布場所

高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課及び地区猟友会において配布する。

5 その他

提出書類その他詳細については、高知県中山間振興・交通部鳥獣対策課に問い合わせること。

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、安芸市川北江川土地改良区から次のとおり退任及び就任した役員の届出があった。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名	氏名	住所
(退任)	川谷 希明	安芸市川北乙1723番地22
理事	江川 隆夫	〃 〃 乙205番地
〃	中平 裕雄	〃 〃 乙575番地

〃 川竹 一義 〃 〃 乙992番地
 〃 富田 美郎 〃 〃 乙441番地 2
 監事 川谷 守 〃 〃 乙282番地
 〃 川竹 實 〃 〃 乙1196番地
 (就任)
 理事 川谷 希明 安芸市川北乙1723番地22
 〃 川谷 典男 〃 〃 乙211番地
 〃 安岡 久志 〃 〃 乙553番地
 〃 川竹 一義 〃 〃 乙992番地
 〃 川竹 博生 〃 〃 乙1226番地
 監事 川谷 守 〃 〃 乙282番地
 〃 川竹 實 〃 〃 乙1196番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、用石須賀土地改良区から次のとおり退任した役員の届出があった。
 令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

役名 氏名 住 所
 理事 横川 愼一 土佐市用石769番地
 〃 森岡 覺 〃 〃 1461番地
 〃 小川南海夫 〃 〃 1582番地
 〃 沼 典生 〃 〃 1236番地
 〃 森岡 正典 〃 〃 1163番地
 〃 片山 一也 高知市春野町西畑314番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第2項の規定により、用石須賀土地改良区の解散を平成31年4月23日に認可した。
 なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は高知県知事となる。)、この認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

土地改良法(昭和24年法律第195号)第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、用石須賀土地改良区から次のとおり就職した清算人の届出があった。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

氏名 住 所
 森岡 正典 土佐市用石1163番地

横川 愼一 〃 〃 769番地
 森岡 覺 〃 〃 1461番地
 小川南海夫 〃 〃 1582番地
 沼 典生 〃 〃 1236番地
 片山 一也 高知市春野町西畑314番地

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告する。
 令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成31年3月7日 30高東土第3292号	香南市野市町母代寺 字中川原457番ほか 5筆	高知市越前町二丁目8番2号 株式会社開成開発 代表取締役 上岡 昌生

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間の満了の日までに県に意見書を提出することができる。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

- 1 都市計画の種類
安芸都市計画公園(9・5・1号安芸広域公園)
- 2 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分
安芸市井ノ口字片地山、字岡地山、字高砂、字尾上、字恵下、字北ザコ、字兼岩、字弁吉開キ、字延寿、字長吉開キ、字入り野、字登り道、字西入野、字井ノ谷、字入野端、字田友、字野神、字揚り付、字測ノ上、字奥西谷、字南行司、字泉山、字貞開、字横測、字中畝及び字西谷口の全部
安芸市井ノ口字岡地、字南岡地、字東平、字エゲ谷山、字溝尻、字新開キ、字定助開キ、字戊滝、字与八開キ、字横長平、字長作開キ、字美正山、字美正、字安蔵開キ、字行司、字片坂、字四切田、字奥泉谷、字中泉谷及び字下泉谷の各一部

- 3 都市計画の案の縦覧場所
高知県土木部都市計画課及び高知県安芸土木事務所維持管理課並びに安芸市建設課、奈半利町地域振興課、田野町まちづくり推進課、安田町経済建設課、北川村建設課、馬路村産業建設課及び芸西村土木環境課
- 4 縦覧期間
令和元年5月17日から同月31日まで

人事委員会告示

高知県人事委員会告示第1号
 平成14年4月高知県人事委員会告示第1号(口頭による開示請求を行うことができる個人情報)の一部を次のように改正する。
 令和元年5月17日
 高知県人事委員会委員長 秋元 厚志
 表を次のように改める。

試験等の名称	開示する内容		
	口頭により開示請求を行うことができる期間	口頭により開示請求を行うことができる場所	口頭により開示請求を行うことができる場所
高知県職員 社会経験者採用試験	次の1から3までのとおり開示する。 1 第1次試験のみの受験者については、種目別得点、合計得点及び順位	最終合格発表の日から7日以内の日を初日とし、当該初日から1月間を	人事委員会事務局
高知県職員等採用上級試験	2 第2次試験の受験者(最終合格した者を除く。)については、種目別得点(第1次試験の得点を含む。)、総合得点(第1次試験の得点を含む。)及び総合順位	下回らない範囲内で、競争試験又は選考考査の実施の都度人事委員会が別に定める期間	
高知県職員等採用中級試験	3 第1次試験又は第2次試験に得点及び順位以外の理由で合格しなかった受験者については、合格しなかつた受験者について		
高知県職員等採用初級試験			
障害者を対象とした高知県職員等採用選考試験			
その他の人事委員会が実施する職員等又は警察官の採用			

に係る競争試験又は選考審査	た理由		
---------------	-----	--	--

入 札 公 告

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年5月17日

高知県知事 尾崎 正直

1 入札に付する事項

(1) 購入物品の名称及び数量

県立学校授業用パソコン一式 14組

(2) 購入物品の特質等

入札説明書による。

(3) 購入物品の納入期限

令和2年3月13日

(4) 購入物品の納入場所

入札説明書による。

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たし、かつ、4の(3)により事前にこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受けた者は、この一般競争入札に参加することができる。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 高知県における「平成30～令和2年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。

(3) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。

(4) 4の(3)によりこの入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、平成30年度から平成32年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加

者の資格等（平成29年9月高知県告示第657号。以下「告示」という。）第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていないこと又は告示第1の2の(9)に該当しないこと。

(5) (1)から(4)までに掲げるもののほか、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たす者であること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-8570

高知市丸ノ内一丁目2番20号

高知県会計管理局総務事務センター

電話番号088-823-9788

(2) 入札説明書の交付方法

令和元年5月17日（金）から同年6月26日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで（午後零時から午後1時までの間を除く。）の間に(1)の交付場所にて交付する。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和元年7月29日（月）午前10時

郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和元年7月26日（金）午後5時までに(1)の交付場所に必着すること。

イ 場所

高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 会計管理局作業室

4 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。

(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和元年6月26日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その

他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(5) 落札者の決定方法等

規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) 契約書作成の要否

要

(8) 資格審査に関する事項

2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和元年6月26日までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。

(9) 契約の締結

この入札公告に示した物品の購入契約の締結に当たっては、高知県財産条例（昭和39年高知県条例第37号）第2条第1項の規定により高知県議会の議決を要するため、落札者の決定後に仮契約を締結し、当該議決を得た後、県が落札者に対して当該仮契約を本契約とする旨の意思表示をしたときに本契約として確定する。

(10) 関連情報を入手するための照会窓口

3の(1)に同じ。

(11) 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be procured: 14 complete sets of personal computers for classroom use at prefectural schools

(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Wednesday 26 June 2019

(3) Date and time for tender (by hand): 10:00 A.M. on Monday 29 July 2019

- (4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Friday 26 July 2019
- (5) Contact: General Affairs Center, Treasury Kochi Prefectural Government 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan
Tel: 088-823-9788
- (6) Others: As in the tender documentation